

令和元年 台風19号被害に係わる 労働法制の特例追加情報 ①

「雇用調整助成金」の特例実施

「雇用調整助成金」とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成されるもの。

【特例内容】(台風19号の影響に伴う「経済上の理由」により休業等を行う事業主が対象)

今回の台風19号被害については、2019年10月12日から2020年4月11日までに適用される。

①災害発生日に遡っての休業等計画届の提出が可能

通常、助成対象となる休業等を行う場合、事前に計画届の提出が必要だが、台風19号の影響による休業等については、2019年10月12日以降に初回の休業等がある計画届を、2020年1月20日までに提出すれば、休業等の前の届け出とみなす。

②生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す生産指標が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たす。

③災害発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象

標記の災害発生時において起業後1年未満の事業主については、生産指標を災害発生時直前の指標と比較する。

④最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象とならないが、その要件は撤廃。

●台風に伴う「経済上の理由」とは

風水害による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たらないが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となる。

(経済上の理由例)

- ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない
- ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない
- ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない
- ・施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能

【本文書のお問い合わせ】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細は労働局確認が必要となりますので、**連合福島 (024-522-0500)** まで連絡をお願いします。